

審査基準

基準の名称	緊急通行車両確認基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
災害対策基本法施行令	33-1	緊急通行車両の確認
基準の内容		
<p>災害対策基本法第76条に規定するとおり、車両の使用者の申し出を受けた知事は、次の条件のいずれかを満たすこととなると認めるときは、確認をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 災害応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること2 災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること3 1、2以外の場合であって、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置を実施するための緊急輸送を行う車両であること		